

(公印・契印省略)
国海安第 141 号
令和 7 年 12 月 24 日

別紙関係団体等御担当 殿

国土交通省海事局安全政策課長

船舶設備規程等の一部を改正する省令の公布について（通知）

船舶設備規程等の一部を改正する省令が令和 7 年 12 月 24 日に公布されましたので、
よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

(送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
共有船舶建造支援部

部長

井上 清登

一般財団法人 日本海事協会

会長

菅 勇人

一般社団法人 日本船主協会

理事長

篠原 康弘

一般社団法人 日本造船工業会

専務理事

斎藤 英明

一般社団法人 日本中小型造船工業会

専務理事

岩本 泉

日本小型船舶検査機構

理事長

高野 裕文

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

専務理事

濱田 哲

日本内航海運組合総連合会

理事長

河村 俊信

一般社団法人 日本船用機関整備協会

専務理事

田中 独歩

一般社団法人 日本船用工業会

専務理事

矢頭 康彦

一般社団法人 大日本水産会

専務理事

高瀬 美和子

一般社団法人 日本外航客船協会

常務理事

伊藤 正幸

一般社団法人 日本旅客船協会

会長

加藤 琢二

一般社団法人 日本長距離フェリー協会

常務理事

畠山 博文

一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会

事務局長

田北 順二

一般社団法人 日本船舶電装協会

専務理事

渡田 滋彦

一般財団法人 日本舶用品検定協会

会長

大坪 新一郎

全日本海員組合

組合長

松浦 満晴

一般社団法人 日本海事代理士会

会長

松井 直也

一般財団法人 日本船舶技術研究協会

専務理事

加藤 光一

一般社団法人 日本作業船協会

会長

千葉 光太郎

公益社団法人 日本海難防止協会

会長

池田 潤一郎

一般社団法人 海洋水産システム協会

会長

平石 一夫

一般社団法人 日本港湾タグ事業協会

会長

阿部 昭一

Lloyd's Register Group Limited

船級日本地域代
表者

濱中 誠司

DNV AS

Country
Manager, Japan
Area Operation
Manager, Japan

Stian Erik Sollied

American Bureau of Shipping

船級部門長
課長

増永 幸大郎

ビューローベリタスジャパン株式会社

杉原 義之

海上保安庁装備技術部船舶課

高橋 治

○国土交通省令第百二十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第六条第三項、第六条ノ五第一項、第二十八条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二項、第二十九条ノ四第一項並びに第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

船舶設備規程等の一部を改正する省令

国土交通大臣 金子 恭之

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年通信省令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
（適用免除） 第五条（略） 2 次に掲げる船舶（以下「極海域航行船等」という。）であつて公用に供するものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち極海域航行船又は極海域航行船等に関する規定は、適用しない。 一 極海域航行船 二 極海域を航行する船舶であつて次に掲げるもの イ 総トン数三〇〇トン以上五〇〇トン未満のもの（旅客船、沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶（旅客船を除く。）並びに船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。以下「特定漁船」という。）を除く。） ロ 全長二十四メートル以上の船舶（特定漁船に限る。） ハ 国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第二号（自ら漁ろうに従事するものを除く。）から第四号までの船舶に限る。） （防音措置等） 第一百五條の四の三 総トン数一、六〇〇トン以上の船舶（平水区域を航行区域とする船舶及び特定漁船を除く。）には、次に掲げる防音措置を講じなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りでない。		（適用免除） 第五条（略） 2 極海域航行船であつて公用に供するものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち極海域航行船に関する規定は、適用しない。	
一・二（略） 2 （略） （船舶からの視界等） 第一百五條の二三の三（略） 2 極海域航行船等及び全長五メートル以上の船舶の船橋に設ける窓は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。 3 極海域航行船等（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するように設計されたものに限る。）の船橋は、全閉囲型船橋（船橋から暴露部へ直接至る出入口を有しない船橋をいう。第四百六條の二十八において同じ。）としなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。		一・二（略） 2 （略） （船舶からの視界等） 第一百五條の二三の三（略） 2 極海域航行船及び全長五メートル以上の船舶の船橋に設ける窓は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。 3 極海域航行船（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するように設計されたものに限る。）の船橋は、全閉囲型船橋（船橋から暴露部へ直接至る出入口を有しない船橋をいう。第四百六條の二十八において同じ。）としなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。	

(着氷除去設備)

第百十五条の三十三 極海域航行船等には、船舶の着氷を除去又は船舶への着氷を防止するための設備を備えなければならない。

(許容荷重等の表示)

第百三十一条の二 国際航海に従事する船舶(総トン数五〇〇トン未満の船舶であつて旅客船以外のもの及び総トン数五〇〇トン以上の特定漁船を除く。)に備える係船及び揚錨の設備並びにえい航設備(非常用えい航設備を除く。)には、許容荷重その他の当該設備の安全な使用のために必要な事項を表示しなければならない。

(極海域航行船等の探照灯)

第百四十六条の八 極海域航行船等には、機能等について告示で定める要件に適合する二以上の探照灯を備えなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(ジャイロコンパス)

第百四十六条の二十 総トン数五〇〇トン以上の船舶(平水区域を航行区域とするもの及び極海域航行船等を除く。)には、機能等について告示で定める要件に適合するジャイロコンパス及びジャイロ・レベータを備えなければならない。

2 極海域航行船等には、機能等について告示で定める要件に適合する二以上のジャイロコンパス及びジャイロ・レベータを備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

3 (略)

(衛星コンパス)

第百四十六条の二十の二 極海域航行船等(北緯八十度以南、南緯八十度以北の水域のみを航行するものを除く。)には、機能等について告示で定める要件に適合する衛星コンパスを備えなければならない。

(音響測深機)

第百四十六条の二十三 総トン数三〇〇トン未満の旅客船(極海域航行船等を除く。)及び総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて二時間限定沿海船等以外のもの(極海域航行船等を除く。)には、機能等について告示で定める要件に適合する音響測深機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 極海域航行船等には、機能等について告示で定める要件に適合する二以上の音響測深機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(電子傾斜計)

第百四十六条の二十七の二 総トン数三、〇〇〇トン以上のバルクキャリア(船舶区画規程(昭和二十七年運輸省令第九十七号)第二条第四項に規定するバルクキャリアをいう。第百五十七条において同じ。)又はコンテナ船(貨物船のうち、コンテナ貨物を輸送するための構造を有し、かつ、専らコンテナのみを貨物として積載するように設計された船舶をいう。)であつて、国際航海に従事するものには、機能等について告示で定める要件に適合する電子傾斜計を備えなければならない。

(着氷除去設備)

第百十五条の三十三 極海域航行船等には、船舶の着氷を除去又は船舶への着氷を防止するための設備を備えなければならない。

(許容荷重等の表示)

第百三十一条の二 国際航海に従事する船舶(総トン数五〇〇トン未満の船舶であつて旅客船以外のもの及び総トン数五〇〇トン以上の船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。)を除く。)に備える係船及び揚錨の設備並びにえい航設備(非常用えい航設備を除く。)には、許容荷重その他の当該設備の安全な使用のために必要な事項を表示しなければならない。

(極海域航行船の探照灯)

第百四十六条の八 極海域航行船等には、機能等について告示で定める要件に適合する二以上の探照灯を備えなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(ジャイロコンパス)

第百四十六条の二十 総トン数五〇〇トン以上の船舶(平水区域を航行区域とするもの及び極海域航行船等を除く。)には、機能等について告示で定める要件に適合するジャイロコンパス及びジャイロ・レベータを備えなければならない。

2 極海域航行船等には、機能等について告示で定める要件に適合する二以上のジャイロコンパス及びジャイロ・レベータを備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

3 (略)

(衛星コンパス)

第百四十六条の二十の二 極海域航行船等(北緯八十度以南、南緯八十度以北の水域のみを航行するものを除く。)には、機能等について告示で定める要件に適合する衛星コンパスを備えなければならない。

(音響測深機)

第百四十六条の二十三 総トン数三〇〇トン未満の旅客船(極海域航行船等を除く。)及び総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて二時間限定沿海船等以外のもの(極海域航行船等を除く。)には、機能等について告示で定める要件に適合する音響測深機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 極海域航行船等には、機能等について告示で定める要件に適合する二以上の音響測深機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(新設)

(船舶長距離識別追跡装置)

第四百四十六条の二十九の二 総トン数三〇〇トン未満の旅客船及び総トン数三〇〇トン以上の船舶(特定漁船を除く。)であつて国際航海に従事するものには、機能等について告示で定める要件に適合する船舶長距離識別追跡装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(航海情報記録装置)

第四百四十六条の三十 総トン数一五〇トン以上三、〇〇〇トン未満の旅客船及び総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶(特定漁船を除く。)であつて、国際航海に従事するものには、機能等について告示で定める要件に適合する航海情報記録装置を備えなければならない。

(監視装置)

第四百四十六条の四十六 (略)

(浸水警報装置)

第四百四十六条の四十八の二 次の各号に掲げる船舶には、それぞれその機能等について告示で定める要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を備えなければならない。

一 (略)

二 総トン数五〇〇トン以上の船舶(旅客船及び特定漁船を除く。)であつて船舶区画規程第二条第十項の船の長さが八〇メートル未満(平成十年七月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶にあつては、一〇〇メートル未満)であり、かつ、単一の貨物倉を有するもの当該貨物倉の船側部分の全体にわたつて当該貨物倉と船側外板との間に内底板から乾舷甲板(船舶区画規程第二条第八項に規定する乾舷甲板をいう。)まで達する水密区画を有する船舶及び船舶区画規程第一百五十五条の規定により浸水警報装置を備える船舶を除く。)

三 (略)

(船舶航海当直警報装置)

第四百四十六条の四十九 国際航海に従事する総トン数一五〇トン以上の船舶(特定漁船を除く。)及び国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン以上の船舶(二時間限定沿海船等及び特定漁船を除く。)には、機能等について告示で定める要件に適合する第一種船舶航海当直警報装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 総トン数一五〇トン未満の旅客船(二時間限定沿海船等を除く。)、国際航海に従事しない総トン数一五〇トン以上五〇〇トン未満の船舶(二時間限定沿海船等及び特定漁船を除く。)及び総トン数一五〇トン以上の特定漁船には、機能等について告示で定める要件に適合する第二種船舶航海当直警報装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(船舶長距離識別追跡装置)

第四百四十六条の二十九の二 総トン数三〇〇トン未満の旅客船及び総トン数三〇〇トン以上の船舶(船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては自ら漁るうに従事するものに限る。)を除く。)であつて国際航海に従事するものには、機能等について告示で定める要件に適合する船舶長距離識別追跡装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(航海情報記録装置)

第四百四十六条の三十 総トン数一五〇トン以上三、〇〇〇トン未満の旅客船及び総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶(船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては自ら漁るうに従事するものに限る。)を除く。)であつて、国際航海に従事するものには、機能等について告示で定める要件に適合する航海情報記録装置を備えなければならない。

(監視装置)

第四百四十六条の四十六 (略)

2 前項の規定は、船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第三条の六第二項の規定による巡視が行われているロールオン・ロールオフ貨物区域又は車両区域については、適用しない。

(浸水警報装置)

第四百四十六条の四十八の二 次の各号に掲げる船舶には、それぞれその機能等について告示で定める要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を備えなければならない。

一 (略)

二 総トン数五〇〇トン以上の船舶(旅客船及び船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては自ら漁るうに従事するものに限る。)を除く。)であつて船舶区画規程(昭和二十七年運輸省令第九十七号)第二条第十項の船の長さが八〇メートル未満(平成十年七月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶にあつては、一〇〇メートル未満)であり、かつ、単一の貨物倉を有するもの(当該貨物倉の船側部分の全体にわたつて当該貨物倉と船側外板との間に内底板から乾舷甲板(船舶区画規程第二条第八項に規定する乾舷甲板をいう。)まで達する水密区画を有する船舶及び船舶区画規程第一百五十五条の規定により浸水警報装置を備える船舶を除く。)

三 (略)

(船舶航海当直警報装置)

第四百四十六条の四十九 国際航海に従事する総トン数一五〇トン以上の船舶(船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては自ら漁るうに従事するものに限る。以下この条において同じ。))を除く。)及び国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン以上の船舶(二時間限定沿海船等並びに同項第一号及び第二号の船舶を除く。)には、機能等について告示で定める要件に適合する第一種船舶航海当直警報装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 総トン数一五〇トン未満の旅客船(二時間限定沿海船等を除く。)、国際航海に従事しない総トン数一五〇トン以上五〇〇トン未満の船舶(二時間限定沿海船等並びに船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶を除く。)並びに総トン数一五〇トン以上の同項第一号及び第二号の船舶には、機能等について告示で定める要件に適合する第二種船舶航海当直警報装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(流水等に関する情報の把握) 第四百四十六條の四十九の二 極海域航行船等には、流水その他の海水に関する情報を把握するために必要な措置を講じなければならない。 (積付計算機) 第五百五十七條 船の長さが一五〇メートル以上のバルクキャリアには、船体に作用する縦曲げモーメント及び縦せん断力を計算することができる積付計算機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。 2 (略) (適用) 第六百六十九條の四 この章の規定は、次に掲げる揚貨装置については、適用しない。 一 総トン数三百トン未満の船舶(国際航海に従事する旅客船を除く。)に施設するもの 二・三 (略) 第六百六十九條の十一 (略) 2・3 (略) 4 アンカーハンドリングウインチ(海面下の作業に従事するものであつて、錨の回収及び再配置を目的として錨鎖及び係留索の繰出し及び巻取りを行うウインチをいう。)は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。 一 安全に操作するための措置が講じられていること。 二 過負荷防止のために有効な安全装置を備えていること。 三 錨の回収及び再配置を安全に行うための措置が講じられた操作場所を設けること。 四 非常用錨離脱装置を備え、かつ、これを安全に使用するための措置が講じられていること。 五 アンカーハンドリングウインチの要目、寸法及び性能を表示していること。 (非常電源) 第二百九十九條 (略) 2 前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備(A2水域及びA1水域のみ(湖川を含む。))を航行する船舶(A1水域のみ(湖川を含む。))を航行するものを除く。)にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、A1水域のみ(湖川を含む。))を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。)に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。 一五二十三 (略) 二十四 電子傾斜計 二十五 四十二 (略) 3 6 (略)		(流水等に関する情報の把握) 第四百四十六條の四十九の二 極海域航行船には、流水その他の海水に関する情報を把握するために必要な措置を講じなければならない。 (積付計算機) 第五百五十七條 船の長さが一五〇メートル以上のバルクキャリア(船舶区画規程第二条第四項に規定するバルクキャリアをいう。次項において同じ。)には、船体に作用する縦曲げモーメント及び縦せん断力を計算することができる積付計算機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の積載状態等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。 2 (略) (適用) 第六百六十九條の四 この章の規定は、次の各号に掲げる揚貨装置については、適用しない。 一 総トン数三百トン未満の船舶に施設するもの 二・三 (略) 第六百六十九條の十一 (略) 2・3 (略) (新設) (非常電源) 第二百九十九條 (略) 2 前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備(A2水域及びA1水域のみ(湖川を含む。))を航行する船舶(A1水域のみ(湖川を含む。))を航行するものを除く。)にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、A1水域のみ(湖川を含む。))を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。)に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。 一五二十三 (略) (新設) 二十四 四十一 (略) 3 6 (略)																	
(船舶安全法施行規則の一部改正) 第二条 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 <table><tr><th colspan="2">改 正 後</th></tr><tr><td>(資料の供与等)</td><td></td></tr><tr><td>第五十一条 (略)</td><td></td></tr><tr><td>2 5 (略)</td><td></td></tr></table>		改 正 後		(資料の供与等)		第五十一条 (略)		2 5 (略)		<table><tr><th colspan="2">改 正 前</th></tr><tr><td>(資料の供与等)</td><td></td></tr><tr><td>第五十一条 (略)</td><td></td></tr><tr><td>2 5 (略)</td><td></td></tr></table>		改 正 前		(資料の供与等)		第五十一条 (略)		2 5 (略)	
改 正 後																			
(資料の供与等)																			
第五十一条 (略)																			
2 5 (略)																			
改 正 前																			
(資料の供与等)																			
第五十一条 (略)																			
2 5 (略)																			

6 第一項の表第十四号の資料は、同号の船舶が船舶設備規程第五条第二項に規定する極海域航行船等である場合にあつては、当該船舶の極海域における航行上の制限に関する事項及び非常の際の当該船舶の安全の確保のために必要な事項を含むものでなければならない。

7 10 (略)

第五十五条の四 総トン数三百トン以上の船舶又は国際航海に従事する総トン数三百トン未満の旅客船であつて揚貨装置を備え付ける船舶の船舶所有者は、揚貨装置の取扱い及び保守に関する説明書及び図面を備え置かなければならない。

(揚貨装置の制限荷重の決定)

第五十七条 船舶所有者は、揚貨装置(揚貨装置に装着して使用するチェーン、リング、フック、シャックル、スイベル、リギングスクリュー、滑車、フックブロック、リフティングビーム、スプレッダー、フレイム、グラブバケット、索その他管海官庁が指定するものをいう。以下同じ。)について、次の各号に掲げる事項を確認し、制限荷重を定めた後でなければ、これを制限荷重の指定を受けた揚貨装置に装着して使用してはならない。溶接又は鍛接により修繕した揚貨装置についても同様とする。

一 (略)

二 索を除き、次表に定める試験荷重による荷重試験を行い異常のないものであること。

区	分	試験荷重
単滑車	制限荷重が二十五トン以下のもの	制限荷重の四倍の荷重
	制限荷重が二十五トンを超え百六十トン以下のもの	制限荷重の〇・九九三倍の荷重に二十七トンを加えた荷重
	制限荷重が百六十トンを超えるもの	制限荷重の一・一倍の荷重
	制限荷重が二十五トン以下のもの	制限荷重の二倍の荷重
	制限荷重が二十五トンを超え百六十トン以下のもの	制限荷重の一・二二倍の荷重に二十トンを加えた荷重
チェーン、リング、フック、シャックル、スイベル及びリギングスクリュー	制限荷重が二十五トンを超え百六十トン以下のもの	制限荷重の二倍の荷重
	制限荷重が二十五トンを超え百六十トン以下のもの	制限荷重の一・〇四倍の荷重に九・六トンを加えた荷重
	制限荷重が百六十トンを超えるもの	制限荷重の一・一倍の荷重
その他管海官庁が指定するもの		

6 第一項の表第十四号の資料は、同号の船舶が船舶設備規程第二条第六項に規定する極海域航行船である場合にあつては、当該船舶の極海域における航行上の制限に関する事項及び非常の際の当該船舶の安全の確保のために必要な事項を含むものでなければならない。

7 10 (略)

(新設)

(揚貨装置の制限荷重の決定)

第五十七条 船舶所有者は、揚貨装置(揚貨装置に装着して使用するチェーン、リング、フック、シャックル、スイベル、リギングスクリュー、滑車、鋼索及び鋼索以外の索をいう。以下同じ。)について、次の各号に掲げる事項を確認し、制限荷重を定めた後でなければ、これを制限荷重の指定を受けた揚貨装置に装着して使用してはならない。溶接又は鍛接により修繕した揚貨装置についても同様とする。

一 (略)

二 鋼索及び鋼索以外の索を除き、次表に定める試験荷重による荷重試験を行い異常のないものであること。

区	分	試験荷重
単滑車	制限荷重が二十トン以下のもの	制限荷重の二倍の荷重
	制限荷重が二十トンを超え四十トン以下のもの	制限荷重に二十トンを加えた荷重
	制限荷重が四十トンを超えるもの	制限荷重の一・五倍の荷重
その他の揚貨装置		

(揚貨装置等の制限荷重等の標示)
第五十八条 (略)

2 総トン数三百トン以上の船舶又は国際航海に従事する総トン数三百トン未満の旅客船の船舶所有者は、制限荷重の指定を受けていない揚貨装置の見やすい箇所に一トン以上の荷重を負荷してはならない旨を標示しておかなければならない。

3 (略)
4 総トン数三百トン以上の船舶又は国際航海に従事する総トン数三百トン未満の旅客船の船舶所有者は、揚貨装置又は揚貨装置の見やすい箇所に管海官庁が適当と認める安全に関わる情報を標示しておかなければならない。
(荷役設備検査記録簿等)

第六十一条 (略)

2・3 (略)

4 船舶所有者は、揚貨装置及び揚貨装置について、安全上支障があると認められる場合は、その使用を禁止することにも、その旨を荷役設備検査記録簿に記入しておかなければならない。

別表第1 (第22条、第65条の6、第66条関係)

製造に係る予備検査	(略)
移動式放水モニター	1個につき 8,300円
固定式放水モニター	1個につき 8,300円
(略)	(略)
回頭角速度計	1個につき 8,500円
電子傾斜計	1個につき 22,400円
(略)	(略)

別表第1の2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	(略)
移動式放水モニター	1個につき 8,300円
固定式放水モニター	1個につき 8,300円
(略)	(略)
回頭角速度計	1個につき 8,500円
電子傾斜計	1個につき 22,300円
(略)	(略)

別表第2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	(略)
移動式放水モニター	1個につき 7,800円
固定式放水モニター	1個につき 7,600円

(揚貨装置等の制限荷重等の標示)
第五十八条 (略)

2 総トン数三百トン以上の船舶の船舶所有者は、制限荷重の指定を受けていない揚貨装置の見やすい箇所に一トン以上の荷重を負荷してはならない旨を標示しておかなければならない。

3 (略)
(新設)

(荷役設備検査記録簿等)

第六十一条 (略)

2・3 (略)

(新設)

別表第1 (第22条、第65条の6、第66条関係)

製造に係る予備検査	(略)
移動式放水モニター	1個につき 8,300円
(略)	(略)
回頭角速度計	1個につき 8,500円
(略)	(略)

別表第1の2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	(略)
移動式放水モニター	1個につき 8,300円
(略)	(略)
回頭角速度計	1個につき 8,500円
(略)	(略)

別表第2 (第66条関係)

製造に係る予備検査	(略)
移動式放水モニター	1個につき 7,800円

	(略)	(略)
	回頭角速度計	1 個につき 7,800円
	電子傾斜計	1 個につき 20,500円
	(略)	(略)

別第2の2（第66条関係）

製造に係る予備検査	(略)	(略)
	移動式放水モニター	1 個につき 7,700円
	固定式放水モニター	1 個につき 7,600円
	(略)	(略)
	回頭角速度計	1 個につき 7,700円
	電子傾斜計	1 個につき 20,400円
	(略)	(略)

第24号様式（第61条関係）

(1)～(4) (略)

(六)

(5)揚貨装置の使用禁止の記録

種別及び その位置 又は番号	制限荷重 等指定書 の番号	点 検 年月日	点検担 当者の 氏 名	使用を禁 止する旨 を標示し た年月日	修理を完 了した年 月日	法5条の 検査に合 格した年 月日	使用を再 開した年 月日	備考

注1 この表は、点検の結果、その使用を禁止する場合に記載すること。
2 法5条の検査に合格した日欄には、第19条第1項に規定する改造又は修理を行なった場合に記載すること。

(七)

(6)揚貨装具の使用禁止の記録

種別及び その位置 又は番号	揚貨装具 試験成績 書の番号	点 検 年月日	点検担 当者の 氏 名	他の揚貨 装具から 隔離した 年月日	使用を禁 止する旨 を標示し た年月日	修理を完 了した年 月日	使用を再 開した年 月日	備考

	(略)	(略)
	回頭角速度計	1 個につき 7,800円
	(略)	(略)

別第2の2（第66条関係）

製造に係る予備検査	(略)	(略)
	移動式放水モニター	1 個につき 7,700円
	(略)	(略)
	回頭角速度計	1 個につき 7,700円
	(略)	(略)
	(略)	(略)

第24号様式（第61条関係）

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

(注) この表は、点検の結果、その使用を禁止する場合に記載すること。

第三條 (船舶消防設備規則の一部改正)

第三條 船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(消防設備の要件) 第五條 次に掲げる消防設備は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。 一〇六 (略) 六の二 固定式放水モニター 七〇七 (略) (ロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備) 第四十三條の二 第一種船等には、ロールオン・ロールオフ貨物区域等に、それぞれ一個(ロールオン・ロールオフ貨物区域等が一つのみである場合には二個)の持運び式泡放射器を備え付けるほか、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に掲げる消防設備を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める場合には、この限りでない。 一 閉囲された車両区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等であつて当該区域の外部から密閉することができる区域 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式水系消火装置 二 前号に掲げる区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等(暴露甲板に設けるものを除く。) 固定式水系消火装置 三 自走用の燃料を有する自動車を積載する場所(以下「車両甲板区域」という。)であつて暴露甲板に設ける区域 固定式放水モニター 2 第一種船等には、車両甲板区域の両舷に、二十メートルを超えない間隔で、また、車両甲板区域の出入口付近の外部に、持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付けなければならない。 3・4 (略) (自動スプリンクラ装置及び火災探知装置) 第五十條 (略) 二〇七 (略)	(消防設備の要件) 第五條 次に掲げる消防設備は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。 一〇六 (略) (新設) 七〇七 (略) (ロールオン・ロールオフ貨物区域等における消防設備) 第四十三條の二 第一種船等には、ロールオン・ロールオフ貨物区域等に、それぞれ一個(ロールオン・ロールオフ貨物区域等が一つのみである場合には二個)の持運び式泡放射器を備え付けるほか、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に掲げる消防設備を備え付けなければならない。 一 閉囲された車両区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等であつて当該区域の外部から密閉することができる区域 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式水系消火装置。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合は、この限りでない。 二 前号に掲げる区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等 固定式水系消火装置。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合は、この限りでない。 (新設) 2 第一種船等には、自走用の燃料を有する自動車を積載する場所(以下「車両甲板区域」という。)の両舷に、二十メートルを超えない間隔で、また、車両甲板区域の出入口付近の外部に、持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付けなければならない。 3・4 (略) (自動スプリンクラ装置及び火災探知装置) 第五十條 (略) 二〇七 (略)

8 第一種船及び第二種船には、ロールオン・ロールオフ貨物区域等に、次の各号のいずれにも適合する火災探知装置を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。 一 複合探知器（煙の濃度及び空気温度に感応する探知器）を配置したもの又は煙探知器及び熱探知器を配置したもの 二 位置識別機能付火災探知装置であるもの（平水区域を航行区域とする船舶を除く。） 三 煙の濃度又は空気温度のいずれに感応したものであるかを識別できるもの（平水区域を航行区域とする船舶を除く。） （自動スプリンクラ装置及び火災探知装置） 第六十三条の二 第三種船等のうち第一保護方式（船舶防火構造規則第二十七条の三の第一保護方式をいう。）を採用する船舶には、制御場所、貨物制御室並びに居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置した火災探知装置を備え付けなければならない。 2 第三種船等のうち第二保護方式（船舶防火構造規則第二十七条の三の第二保護方式をいう。）を採用する船舶には、火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域及び業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路、階段及び脱出経路に自動スプリンクラ装置を備え付け、かつ、制御場所、貨物制御室並びに居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置した火災探知装置を備え付けなければならない。 3 第三種船等のうち第三保護方式（船舶防火構造規則第二十七条の三の第三保護方式をいう。）を採用する船舶には、火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域及び業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路、階段及び脱出経路に火災探知装置を備え付けなければならない。この場合において、制御場所、貨物制御室並びに居住区域内の通路、階段及び脱出経路には、煙探知器を配置しなければならない。 4～6 （略） （消防設備として使用する消火剤） 第七十条 船舶には、ハロゲン化物及びペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名PFO S）又はその塩を消火剤として使用する消防設備を備え付けてはならない。 （海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正） 第四十条 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。	
第1号様式（第2条関係） 旅客船安全証書 PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE Certificate No. _____ 番号 第 号 （略） （略） （略） RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P) （略）	8 第一種船及び第二種船には、車両区域内の閉囲された場所に、火災探知装置（平水区域を航行区域とするもの以外にあつては、位置識別機能付火災探知装置に限る。）を備え付けなければならない。 （新設） （新設） （新設） （自動スプリンクラ装置及び火災探知装置） 第六十三条の二 第三種船等のうち第一保護方式（船舶防火構造規則第二十七条の三の第一保護方式をいう。）を採用する船舶には、居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置した火災探知装置を備え付けなければならない。 2 第三種船等のうち第二保護方式（船舶防火構造規則第二十七条の三の第二保護方式をいう。）を採用する船舶には、火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域及び業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路、階段及び脱出経路に自動スプリンクラ装置を備え付け、かつ、居住区域内の通路、階段及び脱出経路に煙探知器を配置した火災探知装置を備え付けなければならない。 3 第三種船等のうち第三保護方式（船舶防火構造規則第二十七条の三の第三保護方式をいう。）を採用する船舶には、火災の危険のない場所を除き、すべての居住区域及び業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路、階段及び脱出経路に火災探知装置を備え付けなければならない。この場合において、居住区域内の通路、階段及び脱出経路には、煙探知器を配置しなければならない。 4～6 （略） （ハロゲン化物を消火剤として使用する消防設備の備付けの禁止） 第七十条 船舶には、ハロゲン化物を消火剤として使用する消防設備を備え付けてはならない。
改正後	改正前

2 救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1 (略)	
2~9 (略)	
10 イマーシヨン・スーツの数 Number of Immersion suits	-----
11~13 (略)	

(略)

第 3 号様式 (第 2 条関係)

番号 第 号
Certificate No. -----

貨物船安全設備証書
CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE

(略)

船舶の種類

Type of ship

バルクキャリア

Bulk carrier

油タンカー

Oil tanker

化学薬品タンカー

Chemical tanker

ガス運搬船

Gas carrier

コンテナ船

Container ship

上記以外の貨物船

Cargo ship other than any of the above

(略)

貨物船の安全のための設備の記録 (様式E)
RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM E)

(略)

2 救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1 (略)	
2~8 (略)	
9 イマーシヨン・スーツの数 Number of Immersion suits	-----

2 救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1 (略)	
2~9 (略)	
10 イマーシヨン・スーツ Immersion suits	-----
10.1 総数 Total number	-----
10.2 救命胴衣の要件を満たすイマーシヨン・スーツの数 Number of suits complying with the requirements for lifejackets	-----
11~13 (略)	

(略)

第 3 号様式 (第 2 条関係)

番号 第 号
Certificate No. -----

貨物船安全設備証書
CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE

(略)

船舶の種類

Type of ship

バルクキャリア

Bulk carrier

油タンカー

Oil tanker

化学薬品タンカー

Chemical tanker

ガス運搬船

Gas carrier

上記以外の貨物船

Cargo ship other than any of the above

(略)

貨物船の安全のための設備の記録 (様式E)
RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM E)

(略)

2 救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1 (略)	
2~8 (略)	
9 イマーシヨン・スーツ Immersion suits	

10	(略)

3 航海設備の詳細
DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項 目 Item	実際の措置 Actual provision
1. 1～14 (略)	
15 船橋航海当直警報装置 (BNWAS) Bridge navigational watch alarm system (BNWAS)	
16 電子傾斜計 Electronic inclinometer	

(略)

第 5 号様式 (第 2 条関係)

番号 第 号
Certificate No.

貨物船安全証書
CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

(略)

船舶の種類

Type of ship

バルクキャリア
Bulk carrier
油タンカー
Oil tanker
化学薬品タンカー
Chemical tanker

ガス運搬船
Gas carrier
コンテナ船
Container ship

上記以外の貨物船
Cargo ship other than any of the above

(略)

貨物船の安全のための設備の記録 (様式C)
RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM C)

(略)

9.1 総数 Total number	
9.2 救命胴衣の要件を満たすイマーション・スーツの数 Number of suits complying with the requirements for lifejackets	
10 (略)	

3 航海設備の詳細
DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項 目 Item	実際の措置 Actual provision
1. 1～14 (略)	
15 船橋航海当直警報装置 (BNWAS) Bridge navigational watch alarm system (BNWAS)	

(略)

第 5 号様式 (第 2 条関係)

番号 第 号
Certificate No.

貨物船安全証書
CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

(略)

船舶の種類

Type of ship

バルクキャリア
Bulk carrier
油タンカー
Oil tanker
化学薬品タンカー
Chemical tanker

ガス運搬船
Gas carrier

上記以外の貨物船
Cargo ship other than any of the above

(略)

貨物船の安全のための設備の記録 (様式C)
RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM C)

(略)

2 救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1 (略)	
2～8 (略)	
9 イマーシオン・スーツの数 Number of Immersion suits	
10 (略)	

(略)

5 航海設備の詳細

DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項 目 Item	実際の措置 Actual provision
1～14 (略)	
15 船橋航海当直警報装置 (BNWAS) Bridge navigational watch alarmsystem (BNWAS)	
16 電子傾斜計 Electronic inclinometer	

(略)

第 5 号の 2 の 2 様式 (第 2 条関係)

番号 第 号
Certificate No.

国際液化ガスばら積船適合証書

INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK

(略)

この証書は、次のことを証明する。

(略)

5 上記の規約の第1. 3項及び第2. 6. 2項に従い、同規約の規定は、この船舶に関し次のように修正されていること。

That, in accordance with 1. 3/2. 6. 2, the provisions of the Code are modified in respect of the ship in the following manner :

(略)

2 救命設備の詳細

DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1 (略)	
2～8 (略)	
9 イマーシオン・スーツ Immersion suits	
9. 1 総数 Total number	
9. 2 救命胴衣の要件を満たすイマーシオン・スーツの数 Number of suits complying with the requirements for lifejackets	
10 (略)	

(略)

5 航海設備の詳細

DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項 目 Item	実際の措置 Actual provision
1～14 (略)	
15 船橋航海当直警報装置 (BNWAS) Bridge navigational watch alarmsystem (BNWAS)	

(略)

第 5 号の 2 の 2 様式 (第 2 条関係)

番号 第 号
Certificate No.

国際液化ガスばら積船適合証書

INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK

(略)

この証書は、次のことを証明する。

(略)

5 上記の規約の第1. 4項及び第2. 6. 2項に従い、同規約の規定は、この船舶に関し次のように修正されていること。

That, in accordance with 1. 4/2. 6. 2, the provisions of the Code are modified in respect of the ship in the following manner :

(略)

第6号の2様式（第2条関係）

番号 第 号
Certificate No. _____

高速船安全証書
HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

(略)

高速船安全証書の設備の記録
RECORD OF EQUIPMENT FOR HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

(略)

2 救命設備の詳細
Details of life-saving appliances

1～8 (略)	
9 イマーシヨン・スーツの数 Number of Immersion suits	_____
10 耐暴露服の数 Number of anti-exposure suits	_____

(略)

第6号の2様式（第2条関係）

番号 第 号
Certificate No. _____

高速船安全証書
HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

(略)

高速船安全証書の設備の記録
RECORD OF EQUIPMENT FOR HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

(略)

2 救命設備の詳細
Details of life-saving appliances

1～8 (略)	
9 イマーシヨン・スーツ Immersion suits	_____
9.1 総数 Total number	_____
9.2 救命胴衣の要件を満たすイマーシヨン・スーツの数 Number of suits complying with the requirements for lifejackets	_____
10 耐暴露服の数 Number of anti-exposure auits	_____
10.1 総数 Total number	_____
10.2 救命胴衣の要件を満たす耐暴露服の数 Number of suits complying with the requirements for lifejackets	_____

(略)

(船舶等型式承認規則の一部改正)
第五條 船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後					改 正 前				
別表第一（第3条、第29条関係）					別表第一（第3条、第29条関係）				
型 式 承 認 及			型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)	型 式 承 認 及			型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	回頭角速度計		70,500	1 個につき 3,000		回頭角速度計		70,500	1 個につき 3,000
	電子傾斜計		156,200	1 個につき 6,300					
	(略)		(略)	(略)		(略)		(略)	(略)

び 検 定			
(略)			

別表第一の二（第29条関係）

		型式承認 (単位 円)	検定 (単位 円)	
型 式 承 認 及 び 検 定	(略)	(略)	(略)	
	回頭角速度計	70,400	1 個につき	2,950
	電子傾斜計	156,000	1 個につき	6,300
	(略)	(略)	(略)	
(略)				

別表第二（第29条関係）

		検定 (単位 円)	
検 定	(略)	(略)	
	回頭角速度計	1 個につき	2,600
	電子傾斜計	1 個につき	5,800
	(略)	(略)	

別表第二の二（第29条関係）

		検定 (単位 円)	
検 定	(略)	(略)	
	回頭角速度計	1 個につき	2,550
	電子傾斜計	1 個につき	5,800
	(略)	(略)	

(船舶防火構造規則の一部改正)

第六条 船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(隔壁及び甲板) 第十条 (略) 2・3 (略)	(隔壁及び甲板) 第十条 (略) 2・3 (略)

4 自走用の燃料を有する自動車を積載する場所（以下「車両甲板区域」という。）は、次の各号のいずれかに該当する暴露甲板に設けてはならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。 一 次に掲げる場所から管海官庁が指示する距離以下の範囲内の暴露甲板 イ 救命艇又は救命いかだの積付場所及び乗艇場所 ロ 招集場所 ハ 脱出経路を形成する暴露部の階段及び開放された甲板 二 居住区域、業務区域及び制御場所（以下「居住区域等」という。）から管海官庁が指示する距離以下の範囲内の暴露甲板 （外板） 第十条の二 開口は、告示で定める要件に適合するものを除き、次に掲げる場所から管海官庁が指示する距離以下の範囲内及び当該場所の下方の外板（車両甲板区域と面するものに限る。）に設けてはならない。ただし、当該船舶の構造、航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。 一 居住区域等 二 救命艇又は救命いかだの積付場所及び乗艇場所 三 招集場所 四 脱出経路を形成する暴露部の階段及び開放された甲板 （窓） 第十五条 居住区域等の隔壁に設ける窓は、その耐火性等について告示で定める要件に適合するものでなければならない。 2 （略） （通風装置） 第十六条 通風装置を設ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。 一・二 （略） 三 特定機関区域、調理室又は車両甲板区域の通風用のダクトは、居住区域、業務区域（調理室を除く。次号において同じ。）及び制御場所を通じていないこと。ただし、当該ダクトを通じて火災が特定機関区域、調理室又は車両甲板区域以外の場所に拡大することを防止するために管海官庁が適当と認める措置を講じたダクトについては、この限りでない。 四・六 （略） 2・3 （略）					
（船舶構造規則の一部改正） 第七条 船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 <table><tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><td> （ディーブタンク） 第二十条 ディーブタンク（船体の一部を構成するタンクであつて水、燃料油その他の液体を積載するために設置されるものをいう。以下この条、第六十三条及び第六十六条において同じ。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一・五 （略） 2 （略） </td><td> （ディーブタンク） 第二十条 ディーブタンク（船体の一部を構成するタンクであつて水、燃料油その他の液体を積載するために船倉内又は甲板間に設置されるものをいう。以下この条、第六十三条及び第六十六条において同じ。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一・五 （略） 2 （略） </td></tr></table>		改正後	改正前	（ディーブタンク） 第二十条 ディーブタンク（船体の一部を構成するタンクであつて水、燃料油その他の液体を積載するために設置されるものをいう。以下この条、第六十三条及び第六十六条において同じ。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一・五 （略） 2 （略）	（ディーブタンク） 第二十条 ディーブタンク（船体の一部を構成するタンクであつて水、燃料油その他の液体を積載するために船倉内又は甲板間に設置されるものをいう。以下この条、第六十三条及び第六十六条において同じ。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一・五 （略） 2 （略）
改正後	改正前				
（ディーブタンク） 第二十条 ディーブタンク（船体の一部を構成するタンクであつて水、燃料油その他の液体を積載するために設置されるものをいう。以下この条、第六十三条及び第六十六条において同じ。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一・五 （略） 2 （略）	（ディーブタンク） 第二十条 ディーブタンク（船体の一部を構成するタンクであつて水、燃料油その他の液体を積載するために船倉内又は甲板間に設置されるものをいう。以下この条、第六十三条及び第六十六条において同じ。）は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一・五 （略） 2 （略）				
（新設） 第十五条 居住区域、業務区域及び制御場所（以下「居住区域等」という。）内の隔壁に設ける窓は、その耐火性等について告示で定める要件に適合するものでなければならない。 2 （略） （通風装置） 第十六条 通風装置を設ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。 一・二 （略） 三 特定機関区域、調理室又は自走用の燃料を有する自動車を積載する場所（以下「車両甲板区域」という。）の通風用のダクトは、居住区域、業務区域（調理室を除く。次号において同じ。）及び制御場所を通じていないこと。ただし、当該ダクトを通じて火災が特定機関区域、調理室又は車両甲板区域以外の場所に拡大することを防止するために管海官庁が適当と認める措置を講じたダクトについては、この限りでない。 四・六 （略） 2・3 （略）					

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程（以下この条及び次条第三項において「新船舶設備規程」という。）第五条第二項、第十五条の二十三の三第二項及び第三項、第十五条の三十三、第四百六条の八、第四百六条の二十第二項、第四百六条の二十の二、第四百六条の二十三第二項並びに第四百六条の四十九の二の規定は、当該現存船について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。

2 現存船については、新船舶設備規程第四百六条の二十七の二の規定は、適用しない。

3 現存船については、新船舶設備規程第四百六条の四十六の規定にかかわらず、当該現存船について令和十年一月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様、船齢等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示するところによるものとする。

4 現存船であつて国際航海に従事する船舶であるものについては、新船舶設備規程第六十九条の四第一号及び第六十九条の十一第四項の規定にかかわらず、当該現存船について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。

5 現存船であつて国際航海に従事しない船舶であるものについては、新船舶設備規程第六十九条の十一第四項の規定にかかわらず、当該現存船について令和十年一月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。

6 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前五項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 現存船については、第二条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第五十一条第六項の規定にかかわらず、当該現存船について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて国際航海に従事するものについては、新規則第五十五条の四、第五十七条、第五十八条第二項及び第四項並びに第六十一条第四項の規定にかかわらず、当該現存船について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。

3 現存船であつて国際航海に従事しない船舶にこの省令の施行の際現に備え付けられている揚貨装置（この省令の施行の際建造又は改造中の船舶に備え付けられる予定のものを含む。）であつて、新船舶設備規程第五編第一章の規定の適用を受けることとなる揚荷装置に、制限荷重を定め、装着して使用する揚貨装置については、これを引き続き当該船舶の揚貨装置に使用する場合に限り、新規則第五十七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4 現存船であつて国際航海に従事しないものについては、新規則第五十五条の四、第五十八条第四項及び第六十一条第四項の規定にかかわらず、当該現存船について令和十年一月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。

5 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前四項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 現存船については、第三条の規定による改正後の船舶消防設備規則（以下この条において「新船舶消防規則」という。）第四十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該現存船について令和十年一月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて国際航海に従事するものについては、新船舶消防規則第五十条第八項の規定にかかわらず、当該現存船について令和十年一月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。

3 現存船であつて国際航海に従事しないものについては、新船舶消防規則第五十条第八項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4 現存船については、新船舶消防規則第六十三条の二第一項から第三項までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

5 現存船については、新船舶消防規則第七十条の規定にかかわらず、当該現存船について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。

6 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前五項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び高速船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、貨物船安全証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び高速船安全証書とみなす。

（船舶防火構造規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 現存船については、第六条の規定による改正後の船舶防火構造規則（以下この条において「新船舶防火規則」という。）第十条第四項（新船舶防火規則第二十七条第一項において準用する場合を含む。）及び第十条の二（新船舶防火規則第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

船舶設備規程等の一部を改正する省令について

1. 背景

海難事故の防止、海上における人命の安全確保等を目的として、「1974 年の海上における人命の安全のための国際条約」（以下「SOLAS 条約」という。）が国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定されており、我が国においても船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の規定に基づいて関係省令に取り入れ、安全規制を実施しているところ。

今般、IMO において令和 5 年 6 月及び令和 6 年 5 月に採択された SOLAS 条約附属書の改正案が令和 8 年 1 月 1 日に発効されることに伴い、これを我が国において担保すること等を目的として、船舶設備規程（昭和 9 年逡信省令第 6 号）等の関係省令において所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）船舶設備規程の一部改正（第 1 条関係）

- ・極海域を航行する貨物船等（総トン数 300 トン以上、かつ、総トン数 500 トン未満のものに限る。）又は漁船（全長 24 メートル以上、かつ、自ら漁業に従事するものに限る。）に対して、着氷除去設備等の設置を求める。
- ・総トン数 3,000 トン以上の新造の貨物船（コンテナ船又はバルクキャリア※に限る。）であって、国際航海に従事する船舶に対して、電子傾斜計の設置を求める。
※ばら積み貨物（直接船倉に積み込む鉄鉱石、石炭、穀物等の固体貨物をいう。）を専門に運ぶ船舶
- ・ロールオンロールオフ旅客船※の車両積載区域にテレビ監視装置（録画機能付き）の設置を求める。※貨物を積んだトラックやシャーシ（荷台）ごと輸送する旅客船
- ・船上にアンカーハンドリングウインチ※を搭載する船舶に対して「非常用離脱の操作方法を示す説明書を船橋に掲示すること」等を求める。
※海洋構造物や他船の錨を海底から巻き上げ、別の場所に設置するための装置

（2）船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）の一部改正（第 2 条関係）

- ・「モニター」※の設置要件を新たに規定することに伴い、予備検査における当該手数料を新たに規定する。※消火のために船舶に据え付けられた、遠方まで放水ができる装置
- ・「電子傾斜計」の設置要件を新たに規定することに伴い、予備検査における当該手数料を新たに規定する。
- ・船上に揚貨装置を設置する船舶に対して「揚貨装置の取扱い及び保守のための説明書」と「揚貨装置の図面」の備え置きを求める。
- ・揚貨装置に装着する「揚貨装具」に係る最小試験荷重の規定を IMO 基準と同一する。
- ・揚貨装置から見やすい箇所に「揚貨装置を安全に使用するための情報を標示すること」を求める。

（3）船舶消防設備規則（昭和 40 年運輸省令第 37 号）の一部改正（第 3 条関係）

- ・国際航海に従事する船舶又は遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶（国際航海に従事するものを除く。）であって、ロールオンロールオフ旅客船である船舶における車両を積載する暴露甲板について、固定式モニターの設置を求める。
- ・ロールオンロールオフ旅客船の車両積載区域について、熱探知器及び煙探知器を配置した火災探知器の設置を求める。
- ・国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の新造の貨物船等に対して、煙探知器を配置した火災探知器を設置する場所として「全ての制御場所」及び「貨物制御室」を追加する。

- ・ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）を船舶の消火剤として使用する消防設備の設置を禁止する。

（４）海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和 40 年運輸省令第 39 号）の一部改正（第 4 条関係）

- ・電子傾斜計の設置要件を新たに規定することに伴い、「貨物船安全設備証書の様式」の一部を改める。

（５）船舶等型式承認規則（昭和 48 年運輸省令第 50 号）の一部改正（第 5 条関係）

- ・「電子傾斜計」の設置要件を新たに規定することに伴い、型式承認及び検定における手数料を規定する。

（６）船舶防火構造規則（昭和 55 年運輸省令第 11 号）の一部改正（第 6 条関係）

- ・国際航海に従事する船舶又は遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶（国際航海に従事するものを除く。）であってロールオンロールオフ旅客船である船舶における車両積載区域の船側等の開口については、救命艇・救命いかだの格納場所等や居住区域等の「直下」又は「当該場所から一定距離以下^{※1}の範囲内の位置」に設置することを禁止する。また、当該船舶における車両を積載する場所については、救命艇・救命いかだの格納場所等や居住区域等から一定距離以下^{※2}の範囲内の暴露甲板に設置することを禁止する。

※1：6 m以下を想定

※2：救命艇・救命いかだの格納場所等は 12m以下、居住区域等は 6 m以下を想定

（７）船舶構造規則（平成 10 年運輸省令第 16 号）の一部改正（第 7 条関係）

- ・「ディープタンク」の定義について、現在の船体構造に対応するものに改める。

（８）経過措置（附則関係）

①船舶設備規程の一部改正、船舶安全法施行規則の一部改正、船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置に伴う経過措置（附則第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）

- 国際航海に従事する現存船（この省令の施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶をいう。以下同じ。）への適用については、SOLAS 条約と同様の経過措置を設ける。
- 国際航海に従事しない現存船への適用については、当該船舶の航行の態様に鑑み、適用対象及び適用時期を一部緩和した経過措置を設ける。
- 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものへの適用については、当該変更又は改造後は、管海官庁の指示するところによるものとする。

②海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置（附則第 5 条関係）

- 改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された貨物船安全設備証書とみなすものとする。

③船舶防火構造規則の一部改正に伴う経過措置（附則第 6 条関係）

- 現存船への適用については、改正規定にかかわらず、なお従前の例によることができるものとする。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 7 年 12 月 24 日
施 行：令和 8 年 1 月 1 日